

宇治田原町職員採用試験案内

第1次試験日：令和6年7月14日（日）

受付期間：令和6年5月15日（水）～令和6年6月19日（水）

受付時間：午前8時30分～午後5時15分
（土曜日・日曜日の受付はできません）



問い合わせ先

宇治田原町総務課

〒610-0289

京都府綴喜郡宇治田原町大字立川小字坂口18番地の1

TEL：0774-88-6631

<https://www.town.ujitawara.kyoto.jp/>

令和6年度 宇治田原町職員採用試験実施要項

1 試験職種、採用予定人数及び受験資格

試験職種	採用予定人数	受 験 資 格
一般事務職①	若干名	(1) 平成6年4月2日以降に生まれた方 (2) 学歴は問いませんが、学校教育法による高等学校卒業程度以上の学力を有する方
一般事務職② (身体障がい者を対象)	若干名	(1) 昭和59年4月2日以降に生まれた方 (2) 学歴は問いませんが、学校教育法による高等学校卒業程度以上の学力を有する方 (3) 身体障害者手帳の交付を受け、その障がいの程度が1級から6級までの方
技術職（土木）	若干名	(1) 昭和59年4月2日以降に生まれた方 (2) 学歴は問いませんが、学校教育法による高等学校卒業程度以上の学力を有する方
保育士	若干名	(1) 昭和59年4月2日以降に生まれた方 (2) 保育士資格を有する方又は採用予定日までに資格取得見込みの方

※ 上記の受験資格にかかわらず、地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する方は受験できません。

※ 職員の年齢構成の維持・回復を図るため、今回の職員募集に係る年齢制限については、受験資格のとおりとします。

※ 採用後に人事異動等により、受験区分以外の職種に異動になることがあります。

※ 厚生労働省等の関係機関による新規高等学校卒業者の就職に関する申し合わせにより、受付期間末日時点で高等学校在学中の方は本試験を受験いただくことができません。

2 採用予定日

令和7年4月1日（※令和6年度中（令和7年3月31日まで）に職員を採用する必要が生じた場合には、本人の希望等を確認した上で、令和6年度中に採用することがあります。）

3 試験の日時及び場所

区 分		日 時	場 所
第 1 次	一般事務職①・②	令和 6 年 7 月 1 4 日（日） 8 時 4 5 分から 1 2 時 2 5 分	宇治田原町役場
	技術職（土木） 保育士	令和 6 年 7 月 1 4 日（日） 8 時 4 5 分から 1 5 時 1 0 分	
第 2 次	全職種共通	第 1 次試験合格者に対して文書で通知します。	

4 試験内容

試験区分		内 容
第1次	教 養 試 験	公務員として必要な一般知識及び一般知能についての筆記試験を行います。（多肢選択式）
	事務適性検査	事務職員としての適応性を正確さ、迅速さ等の作業能力の面から適性検査を行います。
	作 文 試 験	規定課題に基づく作文試験を行います。（面接資料に使用します。）
	専 門 試 験 ※技術職(土木)、 保育士のみ	必要な専門知識、技術などについての筆記試験を行います。 【技術職（土木）】出題分野 数学・物理・情報、土木構造設計（構造力学、構造設計）、土木基礎力学（水理学、土質力学）、測量、社会基盤工学、土木施工 【保育士】出題分野 社会福祉、子ども家庭福祉（社会的養護を含む。）、保育の心理学、保育原理・保育内容、子どもの保健 ※障がい児保育については、上記のいずれかの分野で出題することがあります。
第2次	個 別 面 接	個別面接を行います。

5 試験結果の発表

それぞれの試験結果に基づき、合格・不合格を決定し、文書により受験者に通知します。

6 合格者の登録及び採用

この試験の最終合格者は、宇治田原町職員採用候補者名簿に登録し、その中から成績順に採用します。登録有効期限は令和8年3月31日までです。

7 受験申込みの手続き

（1）持参の場合

受 付 期 間 等	令和6年5月15日（水）～令和6年6月19日（水） （土曜日・日曜日を除く） 午前8時30分～午後5時15分
受 付 場 所	宇治田原町役場2階 ⑩総務課
提 出 書 類	① 宇治田原町職員採用試験申込書 ② 受験票・写真票（縦4cm×横3cmの写真を貼付したもの） ③ 必要な資格を有することが確認できるもの（免許の写し等。） ※ 卒業証明書、卒業見込証明書は第2次試験受験時に提出いただきます。

備 考	① 職員採用試験申込書は、総務課に用意しています。 本町ホームページ (https://www.town.ujitawara.kyoto.jp/) からダウンロードできます。 ② 代理申込みも可能ですが、書類の不備や記載内容の訂正等に対応できる方に限ります。 ③ 写真は申込み前6ヵ月以内に撮影（正面、無帽、上半身、縦4cm×横3cm）したものに限ります。 ④ 提出書類の記載事項の不備や書類が揃っていない場合は、受け付けることができません。 ⑤ 申込最終日は混雑が予想されますので、余裕をもって申し込んでください。
--------	--

（２）郵送の場合

受 付 期 間	令和6年5月15日（水）～令和6年6月19日（水） （6月19日（水）までに到着したものに限り受け付けます。）
郵 送 先	〒610-0289 京都府綴喜郡宇治田原町大字立川小字坂口18番地の1 宇治田原町役場 総務課 庶務人事係 （封筒に「採用試験申込書類在中」と朱書きし、特定記録郵便又はレターパック等の送達を確認できる方法で郵送してください。）
提 出 書 類	① 宇治田原町職員採用試験申込書 ② 受験票・写真票（縦4cm×横3cmの写真を貼付したもの） ③ 必要な資格を有することが確認できるもの（免許の写し等。） ※ 卒業証明書、卒業見込証明書は第2次試験受験時に提出いただきます。 ④ 返信用封筒（定型235[㍉]×120[㍉]以内）1枚 （郵便番号、住所、氏名を明記し、84円分の切手を貼り付けてください。）
備 考	① 職員採用試験申込書は、総務課に用意しています。 本町ホームページ (https://www.town.ujitawara.kyoto.jp/) からダウンロードできます。 ② 郵便事情による到着の遅れについては、一切責任を負いませんので余裕をもって郵送してください。 ③ 写真は申込み前6ヵ月以内に撮影（正面、無帽、上半身、縦4cm×横3cm）したものに限ります。 ④ 提出書類の記載事項の不備や書類が揃っていない場合は、受け付けることができません。

8 申込書等の取扱い

受験申込の際に提出いただいた申込書等について、返却を希望される不合格者に返却します。返却を希望の方は、受験者本人が、本人であることを証明する書類（受験票と官公庁が発行する写真貼付の証明書等）を持参のうえ、各試験合格発表日から1ヵ月以内に、直接、総務課までお越しください。

また、郵送での返却を希望される方は、返信用封筒に84円切手を貼付し、郵便番号、住所、氏名、受験番号、申込書類の返却希望の旨を明記のうえ、各試験合格発表日から1ヵ月以内に総務課まで郵送してください。

なお、各試験合格発表日から1ヵ月を超えた申込書等については、処分させていただきます。

9 待遇

- (1) 給与については、宇治田原町職員の給与に関する条例等に基づき支給されることになっています。初任給については次のとおりです。

区 分	大学卒	短大卒	高校卒
採用時	196,200 円	181,800 円	170,900 円

- ・上記の額は、令和6年4月1日現在の基本給です。
- ・上記の額は、今後改定される場合があります。
- ・職歴等がある方は、その経歴に応じて初任給に加算される場合があります。
- ・その他、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当（いわゆるボーナス）等がそれぞれの支給規定に基づき支給されます。

- (2) 福利厚生制度については、京都市市町村職員共済組合及び京都市市町村職員厚生会等への加入により各種福利厚生事業を行っています。

10 試験結果の開示

この試験の結果については、口頭開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人が、本人であることを証明する書類（受験票と官公庁が発行する写真貼付の証明書等）を持参のうえ、直接、総務課までお越しください。

試験区分	開示請求できる者	開示内容	開示期間	開示場所
全試験	全受験者	総合得点 総合順位	各試験合格発表日 から2週間	総務課 窓口

11 問い合わせ先

宇治田原町 総務課 庶務人事係

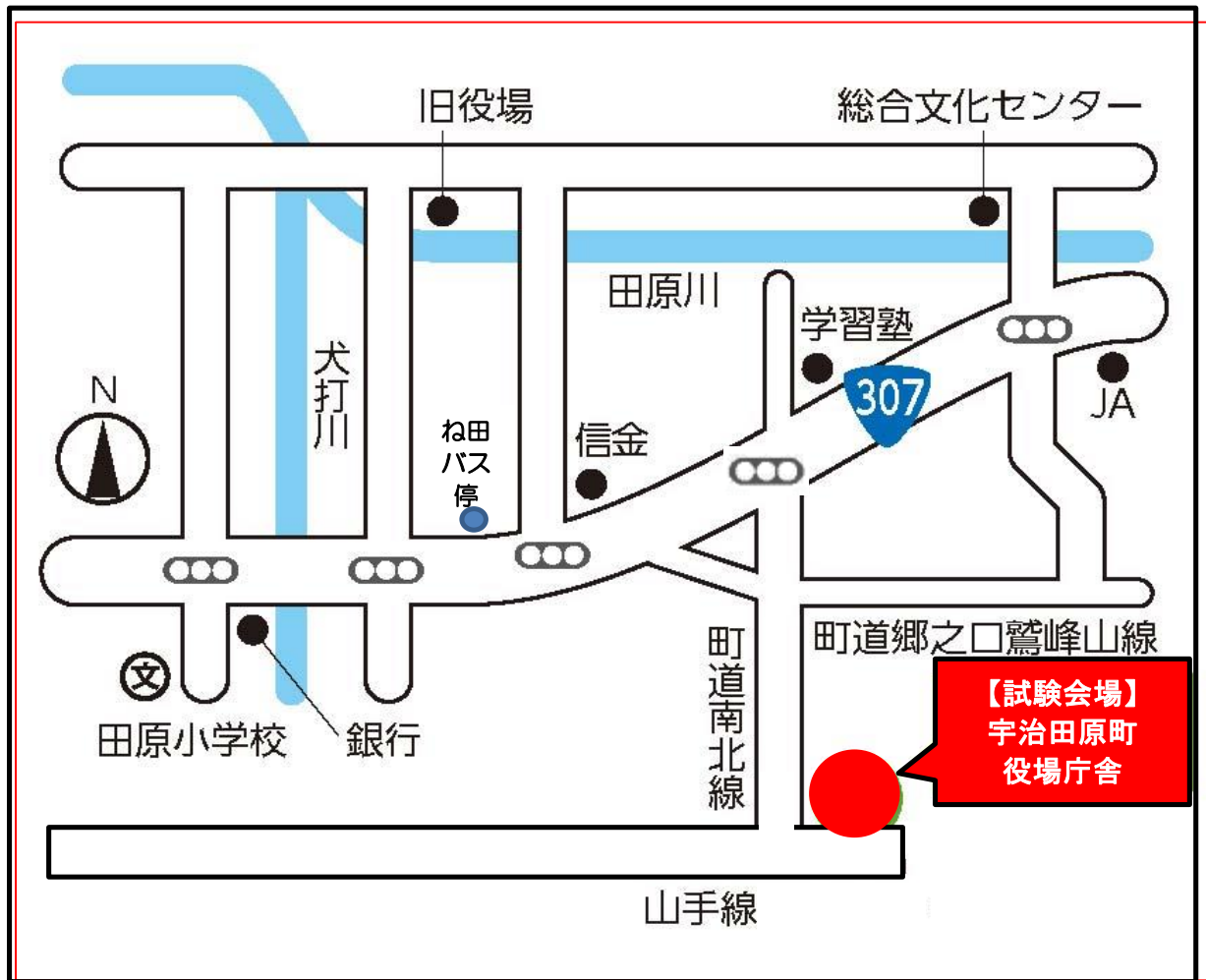
〒610-0289

京都府綴喜郡宇治田原町大字立川小字坂口18番地の1

TEL：0774-88-6631（総務課直通） 0774-88-2250（代表）

FAX：0774-88-3231

試験会場案内図



交通機関

- 近鉄新田辺駅、JR宇治駅、京阪宇治駅から路線バス（京都京阪バス）
「維中前」「宇治田原工業団地」「緑苑坂」方面行き「ね田」下車、徒歩約20分

※ 地方公務員法第16条の規定による欠格条項に該当する人は次のとおりです。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・宇治田原町において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法、又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人